

重要事項説明に役立つ

不動産

物件調査 ガイド

【改訂・道央版】

不動産関係 ホームページガイド

最近は、インターネットからも不動産関係の有益な情報が得られるようになりました。

土砂災害危険箇所マップ

【土砂災害発生の恐れがある区域】

●<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ssg/>



土砂災害発生の恐れがある場所を、地図上で調べることができます。

北海道庁砂防災課のホームページから各建設管理部のサイトにリンクしており、いずれの危険箇所も法令制限のある「土砂災害警戒区域」には、まだ指定されていませんが、重説でも十分注意が必要です。

●北海道建設部砂防災課
TEL 011-231-4111(内線29-411)
および 各建設管理部



税金のことアレコレ

【国税庁 タックスアンサー】

●<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>

※【タックスアンサーの
FAXサービス】は
21年11月末で終了しました。

路線価を知りたい

【国税庁 財産評価基準書路線価図】

●<http://www.rosenka.nta.go.jp/>



公的土地評価情報は 全国地価マップで!

【(財)資産評価システム研究センター】

●<http://www.chikamap.jp/search/search.asp>



北の遺跡案内

【道内の埋蔵文化財包蔵地分布図】

●北海道教育庁
文化財・博物館課文化財調査グループ
TEL 011-231-4111(内線35-626)

●http://www2.wagamachi-guide.com/hokkai_bunka/

1	札幌法務局	
	札幌法務局 管轄区域〈札幌圏〉	5
	札幌法務局の登記管轄一覧	6
	札幌法務局 本局	7
	南出張所／北出張所	8
	西出張所／白石出張所	9
	江別出張所／恵庭出張所	10
2	不動産競売	
	札幌地方裁判所／BITシステム	11
3	国道・道道【石狩・空知管内】	
	国道（札幌開発建設部）／道道（札幌建設管理部）	12
4	札幌市【特定行政庁】	
	2階 建築確認関係／税の証明窓口	13
	5階 都市計画関係／本庁各階	15
	6階 道路台帳・道路関係	17
	市税事務所・土木センター／その他庁舎（みどり・埋蔵文化財）	18
	その他法令制限	19
	水道・下水道（水道局・水道サービス協会・下水道河川部）	21
	ガス・電気（北ガス・ほくでん）	23
5	当別町【限定行政庁】	24
6	石狩市【限定行政庁】	25
7	江別市【特定行政庁】	27
8	北広島市【限定行政庁】	29
9	恵庭市【限定行政庁】	30
10	千歳市【限定行政庁】	31
11	法務局 小樽・倶知安支局	
	札幌法務局後志管内 管轄区域	33
	札幌法務局後志管内の登記管轄一覧／倶知安支局	34
	小樽支局／札幌地裁小樽支部	35
12	国道・道道【後志管内】	
	国道（小樽開発建設部）／道道（小樽建設管理部）／ガス、電気	36
13	小樽市【特定行政庁】	37
14	余市町【限定行政庁】	39
	■解説／景観法と土砂災害警戒区域	40
	■その他 関係機関	41

物件調査は「直接来所、直接聞き取り」が原則です。

物件調査ガイドの利用方法

●関係機関の調査時点……平成24年12月現在

※機構改革等で担当窓口や電話番号、手数料などは改定される場合があります。
事前に電話等で各機関へ確認してください。

1. 必要書類や身分証明などは、各機関によって異なります。窓口でトラブルにならないためにも、事前に電話で確認してください。
2. 各機関とも、原則として個別物件の電話での問い合わせに応じていません。その場合は直接来所、訪問の上、調査・確認してください。
3. 担当窓口によっては図面・書類等は閲覧のみで、写し(コピー)を交付しない場合もあります。窓口担当者の指示に従ってください。

●固定資産課税台帳閲覧の注意事項

代理人による閲覧は、委任状書式など自治体によって取り扱いが異なるため、事前に窓口にお問い合わせください。

●固定資産価格通知書・交付依頼書の注意事項

法務局備付けの「固定資産価格通知書」は登記申請の登録免許税算定を目的としたもので、閲覧には十分に留意してください。

価格通知書を備付けていない場合は、法務局から「固定資産価格交付依頼書」の交付を受けて関係自治体窓口に請求します。不動産登記の目的以外では使用できないほか、あくまでも当該法務局の管轄自治体のみ使用可能で、管轄外の自治体では使用できません

特定行政庁、限定特定行政庁とは？

■特定行政庁

1号～4号建築物まで、すべての建築確認を行うことができる行政機関(特定行政庁)。
北海道内では、札幌市、小樽市、江別市など10市と北海道庁(各振興局)のみ。

■限定特定行政庁(本冊子では「限定行政庁」と略して表記しています)

おもに木造住宅など小規模建築物(4号建築物)の建築確認ができる特定行政庁を指します。
特定行政庁の持つ権限のうち、一部の業務に限定しているため限定特定行政庁。
北海道内では、石狩市、北広島市、千歳市など39市町が該当します。